

給付奨学金規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人大阪電気通信大学友電会(以下「友電会」という。)が、大阪電気通信大学の2学年以上の準会員で、課外活動(クラブ・ボランティア・プロジェクト)を通じて大学の発展に寄与し貢献する者で選考された友電会給付奨学生(以下「奨学生」という。)に対し、友電会給付奨学金(以下「奨学金」という。)を与え、その活動を奨励することを目的とする。

(委員会)

第2条 奨学生の選考及び奨学金に関する諸事項を審議するため、大阪電気通信大学に友電会給付奨学金委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、次の者をもって組織する。

- (1) 大阪電気通信大学 学務部長
- (2) 友電会より選出された者 若干名

3 委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員長は大阪電気通信大学 学務部長とする。

5 委員会は必要により委員長が招集する。

(奨学生の募集)

第3条 奨学生の募集は、毎年4月に受付を行う。

(給付の申請)

第4条 奨学金の給付を希望する者は、大阪電気通信大学 学務課を通して奨学生申請書類と小論文を委員会に提出しなければならない。

(奨学生の人数と選考)

第5条 奨学生の選考人数は、毎年、理事会で審議し決定する。

2 奨学生の選考は、奨学生申請書類と小論文を委員会において審議し決定する。

(給付期間)

第6条 奨学金を給付する期間は、本学に在学している1年間とする。

(異動)

第7条 奨学生が、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに委員会に届出なければならない。

- (1) 本人の氏名、住所、電話番号、その他重要な事項の変更
- (2) 休学又は退学

(給付の停止)

第8条 委員会は、奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、奨学金の給付を停止する。

- (1) 退学、停学又は除籍の処分を受けたとき
- (2) 願書及び提出書類に虚偽の記載を行ったとき
- (3) 奨学生として学業成績不良、又はふさわしくない行為があったとき
- (4) 休学又は退学したとき

付則 この規程は、2021年 6月 12日より実施する。